

【第1章 ほったか！いろいろ安心サポート 総則】

第1条（目的）

ほったか！いろいろ安心サポート総則（以下「本規約」といいます。）は、高松産業株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する LP ガス利用者向けサポートサービス「ほったか！いろいろ安心サポート」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

第2条（適用関係）

本規約は、本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用規約や利用上の注意等の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規程は本契約の一部を構成するものとし、本規約と諸規程の定めが異なる場合、諸規程の内容が優先します。

第3条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、別段の定めのない限り、次の各号に定める通りとします。

- (1) 「会員」とは、本規約の内容を確認し、同意したうえで、当社所定の申込書にて入会申込みを行い、当社が入会を承諾した個人の方をいいます。
- (2) 「サービス対象物件」とは、当社が LP ガスを供給している本サービスの提供対象住戸をいいます。
- (3) 「登録情報」とは、本サービスの利用に必要となる当社所定の情報をいいます。
- (4) 「利用者」とは、会員及びその同居人をいいます。
- (5) 「サービス提供会社」とは、当社が本サービスの提供の全部または一部を委託する当社の提携先企業のことをいいます。
- (6) 「ほったか！ガス機器延長保証」、「ほったか！家電修理サポート」とは、ガス機器及び家庭用家電製品に関する機器延長保証サービスのことをいいます。

第4条（入会要件）

本サービスは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅にお住まいで、当社との間で、当該住宅を需要場所とする LP ガスの使用契約を締結しているお客さまが入会することができます。

第5条（サービス内容）

本サービスは当社が運営する会員制サービスです。サービス内容は以下の通りとします。

ほったか！ガス機器延長保証、ほったか！家電修理サポート。

第6条（サービス料金）

1. 本サービスのサービス料金は、以下の通りとします。
月額 330 円（税込）
※2025 年 10 月 1 日時点の料金です。
2. サービス料金は、毎月のガス料金と同じ支払方法で一緒にお支払いいただきます。
3. サービス退会に伴う解約金は発生しません。
4. サービス料金にかかる消費税等相当額は、ご請求時点での消費税率及び地方消費税率にもとづき反映させていただきます。その他の本サービスの提供に基づき発生する料金等も同様とします。
5. サービス料金の日割り計算はしないものとします。その他の本サービスの提供に基づく支払済みの料金等についても同様とし、返金はできません。

第7条（サービス有効期間）

1. 本サービスは当社所定の申込方法により、当社が申込書を受領した日が、当月末までの場合、翌々1 日からサービス適用開始となります。本サービス開始日から当月末日までの1 カ月間を本サービスの有効期間とします。
2. 本サービスの有効期間は、本サービス開始日以降 1 ヶ月毎に自動更新されます。会員から退会の申し出があった場合は、本サービスの提供は終了するものとします。

第8条（本サービスの利用）

1. 利用者は、本規約または諸規程の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
2. 会員は、本サービスの利用に際して、利用者に本規約または諸規程の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第9条（譲渡等禁止）

利用者は、本サービスに関する権利（本サービスの提供を受ける権利を含みます。）もしくは義務を第三者に譲渡、売り渡し、承継、または質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

第10条（登録情報の変更）

1. 会員は、当社に提出した登録情報に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。
2. 登録情報の不備や変更手続の不履行及び遅延等により利用者または第三者に発生した損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 11 条（退会）

会員が本サービスを退会する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知することにより、本サービスを退会することができます。この場合、当社がご契約者さまからの申込を受領した日が当月末日までの場合は翌月末日（運用整理必要）をもって、本サービスを退会となります。

第 12 条（会員資格の終了）

1. 会員またはサービス対象物件が、次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格は当然に終了するものとします。
 - (1) サービス対象物件にて LP ガスの閉栓が行われた場合
ただし閉栓日が当月末日までの場合は、翌月末をもって本サービスを退会となります。
 - (2) サービス料金の支払が 2 か月以上遅滞した場合
2. 利用者が、次の各号のいずれかに該当した場合、当社は会員の会員資格を直ちに取消すことができるものとします。また当社が被った損害を賠償するものとします。
 - (1) 本規約の定めに違反した場合
 - (2) 不要な問い合わせや悪質ないたずら等で本サービスに関わる当社またはサービス提供会社の業務に支障をきたした場合
 - (3) 暴力や威力、詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団もしくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属するまたはこれらのものと密接な関係を有する場合
 - (4) その他当社が利用者として不適切とみなした場合

第 13 条（個人情報）

1. 当社は、本サービスの利用等を通じて知り得た利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理します。
2. 利用者は、個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - (1) 利用者より依頼を受けた個別サービスを当該利用者に対して提供するため
 - (2) 本サービスの運営上必要な事項を会員及び利用者に知らせるため
 - (3) 本サービスその他の当社のサービス及び商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - (4) 本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発する

ため

(5) 関連サービスや商品の情報を提供するため

3. 当社は、本サービスに関する当社の業務の一部を、サービス提供会社を含む当社の業務提携先に委託できるものとします。この場合、当社は、前項各号の目的のために必要な範囲内において、当該委託先に個人情報の取扱いを委託することがあります。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号の場合、当社は、予め利用者の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第14条（通知）

本規約に追加または変更の必要が生じた場合等において、当社は本サービスに関する会員向けの通知を、当社が運営する Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する通知に代えることができるものとします。

この場合、当社が当該通知内容を Web サイト上に掲載した時点をもって、会員に対して、当該通知がなされたものとみなします。

第15条（免責）

当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第16条（専属的合意管轄裁判所）

本サービスに関して生じる一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【第2章 ほったか！ガス機器延長保証 利用規約】

株式会社リロクラブと株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ、本サービスを管理運営する当社は連帯して、会員期間内に本サービスの対象商品（以下、「対象機器」といいます）に発生した故障・トラブルに対する修理業務に関わる一連の作業を、本サービスに加入された会員に代わり行います。

第1条（利用条件と利用開始日）

1. ほったか！ガス機器延長保証（以下「延長保証サービス」といいます）の提供を受けることを希望するお客様は、本サービス会員であることを条件とします。
2. 延長保証サービスの提供が開始される日は、本サービス利用開始日とします。

第2条（延長保証サービスの期間）

1. 次条に定める延長保証サービスの対象機器につき延長保証サービスを受けることができる期間は、前条に定める日から10年とします。ただし、当該対象機器の製造年月10年までの期間（以下「延長保証サービス対象期間」といいます）とします。当該延長保証サービス対象期間内において、第7条に定めるものを除き、延長保証サービスを受ける回数に制限はないものとします。
2. 前項に関わらず、会員は対象機器に関してメーカーの保証サービスを受けることができる場合には当該機器につき延長保証サービスを受けることができないものとします。また、会員がメーカーの保証サービスを受けることができたにも関わらず、その故意または重過失により当該保証サービスを受けることができなくなった場合も同様とします。

第3条（延長保証サービスの内容と対象）

1. 延長保証サービスの対象機器は、下記のとおりとします。
 - (1) ガス給湯器
 - (2) ガスコンロ
 - (3) ガスオーブン
 - (4) ガス炊飯器
 - (5) エコキュート
 - (6) ガスファンヒーター
 - (7) ガスストーブ
 - (8) ガスFF暖房機
 - (9) 小型湯沸器
2. 前項定める対象機器であっても、延長保証サービスを受けるためには以下の何れにも

該当する必要があります。

- (1) 会員が所有し、かつ所有者が現に使用する住宅内に存在するものであること
- (2) メーカーが定めるメーカー保証期間を過ぎたものであること
3. 当社が提供する延長保証サービスの内容は、本利用規約において明示的に定めのある事項に限られるものとします。
4. 延長保証サービスの提供が開始される日に対象機器がメーカー保証期間を有する場合、当該保証期間経過後に延長保証サービスを受けられます。ただし、この場合であっても、延長保証サービスの保証対応期間の上限は、当該対象機器の製造年月から 10 年間とします。

第 4 条（修理の依頼）

1. 延長保証サービス対象期間中に、対象機器の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で対象機器に故障が生じた場合、会員は、当社に修理を依頼することとします。
2. 前項の修理依頼があった場合、当社または当社が選定した修理業者に故障した対象機器を修理させます。
3. 延長保証サービスには、当社による会員に対する修理費用相当額の補填、補償または賠償等の金銭の支払いは含まれないものとします。

第 5 条（報告義務）

会員は、氏名または連絡先（電話番号・住所）に変更があった場合、速やかに当社またはグループ会社に連絡しなければなりません。かかる連絡が為されない場合、延長保証サービス対象期間内であっても延長保証サービスの対象とならない場合があります。

第 6 条（保証限度額等）

1. 第 4 条 1 項および 2 項に基づき行われる修理の限度額は、修理 1 回あたり 10 万円（税込）とします。延長保証サービスによる 1 回の修理の費用見積額が 10 万円（税込）を超過する場合、当社は、①当社が指定する 10 万円以内（税込）の同機種または同等品を代替品として提供することをもって修理に代え（設置工事を含みます）、または②当該超過部分について会員が修理費用を負担することを条件に対象機器の修理を行います。
2. 延長保証サービスによる対象機器の修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給を受けられない場合を含みます）は、当社が指定する 10 万円以内（税込）の同機種または同等品を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします（設置工事を含みます）。
3. 前 2 項に定める代替品の提供にあたって、会員は当社に対して、メーカー、機種または

品名その他の指定を行うことはできないものとします。

第7条（延長保証サービスの対象外となる事由）

1. 次の場合は延長保証サービス対象期間中であっても延長保証サービスの対象とならないものとします。

- (1) 対象機器本体以外の箇所が原因の故障の場合（電線・電源・配管等が原因による故障の場合を含みます。）
- (2) 取付工事に起因する対象機器の不具合の場合
- (3) 当社以外で対象機器の修理を依頼された場合
- (4) 申込書記載の会員情報と相違がある場合および修理依頼商品が延長保証サービスの対象商品に含まれていない場合
- (5) 対象機器の部品交換を伴わない調整および手直し修理の範囲に該当する場合（清掃、設定等で完了する場合を含みます）
- (6) 電池、フィルター類、パッキン等消耗品の交換である場合。ただし、会員が直接交換を行うことが困難な弁類（減圧弁、圧力弁等）の交換は保証対象とします。
- (7) 対象機器の機能および使用の際に影響が無い場合（外観の不具合の場合を含みます）
- (8) 対象機器の通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合
- (9) 対象機器のメーカーに起因した故障または損傷の場合
- (10) 対象機器に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障若しくは損傷、または当該追加商品・装置に起因した対象機器の故障若しくは損傷の場合
- (11) お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下、ひび割れ等によって生じた、対象機器の故障または損傷の場合
- (12) 一般家庭用以外（業務用の使用、車両や船舶への搭載を含みます）での使用によって生じた故障、傷、錆、カビ等の場合
- (13) 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた対象機器の故障または損傷の場合
 - ア.不適切な使用（ひび割れ、落下、衝撃、水漏れ、電池漏洩、増設および改造行為等）または管理の不備によって生じた対象機器の故障、傷、錆、カビ、ひび割れ等
 - イ.使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用を含みます）、または維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等を含みます）の不備または改造によって生じた故障
 - ウ.水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等を含みます）の使用によって生じた故障、水漏れ、タンクや配管の腐食等
 - エ.動物・植物等の外部要因での変質・変色・その他類似の事由によるもの
 - オ.故意・重過失による故障または損傷
 - カ.火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突若しくは倒壊等の偶然かつ外来の事由によるもの

キ.地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧によるもの

ク.盗難・詐欺・横領または紛失によるもの

ケ.核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下も同様となります）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含みます）の放射性や爆発性、その他有害な特性またはこれらの特性による事故によるもの

コ.戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動によるもの（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態であることによるものを含みます）

サ.住宅または住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合

シ.対象機器が不適当な設置状態に置かれていたことによるもの

ス.法令に基づく点検の際に、不適当と判定された住宅設備について修理または交換をしなかったことによるもの

- (14) 対象機器のメーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる対象機器の修理の場合
- (15) 修理のご依頼が、延長保証サービス対象期間の終了後になされた場合
- (16) 対象機器が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼である場合
- (17) 対象機器の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または本延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合
- (18) 不具合、損傷等を原因として損害保険金、損害補償金を受け取られた場合
- (19) 対象機器が不正のルートの商品（盗品、改造等メーカー保証が受けられない商品）である場合
- (20) レンタル・リース等第三者の権利が付着している場合
- (21) 対象機器の製造年が不明である場合
- (22) その他前各号に類似する事由の場合

2. 次の場合に発生する費用は保証の対象とならず、対象機器の所有者の負担とするものとします。

- (1) 対象機器以外の機器・リモコン等付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用
- (2) 対象機器を修理するにあたり必要となった壁、床、天井または構成材等の取り壊しと修復にかかる費用
- (3) 修理費用の一部または全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
- (4) 火災保険・動産総合保険等、保険契約等による保険金等により支払われるべき費用または既に支払われた費用
- (5) 会員からの修理依頼が虚偽であった場合の出張または修理にかかるすべての費用
- (6) 対象機器についてメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となった

部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用

3. 次の損害等については延長保証サービスの対象とならないものとします。

- (1) 対象機器の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障もしくは損傷等の損害
- (2) 対象機器の故障または損傷に起因して、対象機器、その他財物が使用出来なかったことによって生じた損害
- (3) 対象機器の故障または損傷に起因して生じた生命、身体に関する損害（経済的または精神的損失を含みます）
- (4) 前各号に定めるもののほか、対象機器自体に生じた損害以外の損害

第8条（製造物責任）

当社は対象機器メーカー、販売者、輸入者または加工業者ではなく、会員に対して延長保証サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第3条の責を負わないものとします。

第9条（延長保証サービスの不提供）

会員が対象機器につき次の各号に定める行為を行った場合は、当該機器について延長保証サービスは提供されないものとします。

- (1) 対象機器の譲渡
- (2) 対象機器の廃棄

以上

【第3章 ほったか！家電修理サポート 利用規約】

第1条 (特典サービス)

本サービスの会員は以下特典サービスが利用可能となります。

1. 特典の内容および注意事項

引受保険会社をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社リロクラブ、被保険者を会員とする商品付帯型動産総合保険契約に基づき、特典保証機器（本規約第2条を指します）について、保証上限金額の範囲内にある限り、無償で修理サポートを行う特典です。

2. 保証上限金額を超過した場合、超過部分は会員の負担として、当社もしくは委託会社へ別途お支払いいただきます。

3. 特典は、特典保証機器への修理サポートとなります。

4. 特典の利用にあたって、会員（被保険者）は、修理費の請求および受領にかかわる一切の権限を当社もしくは委託会社に委任することになります。

5. 特典については、本項に定めるもの以外は、本規約の定めに基づき準ずるものとします。

6. 特典の内容は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に、一部を変更すること、または休止することがあります。

第2条 (特典保証機器)

以下の種別に該当する家庭用家電製品を特典保証機器とします。

特典保証機器の種別

1. ルームエアコン（天井・壁埋め込み、天吊り、24時間換気空調システムは除く）

2. 冷蔵庫（200L未満のものは除く）

3. 洗濯機（乾燥機能のみのものは除く）

4. IH調理器（ビルトインタイプ限定）

第3条 (特典保証機器の条件)

1.本サービスの対象となる特典保証機器は、次の各号のいずれかに該当するものとします。

(1) 利用契約の成立日の時点で正常に動作している機器。

(2) 利用契約の成立日以降に会員が購入し、または利用を開始した機器で、正常に動作しているもの。

2.前項のいずれかに該当する機器のうち、本サービスの対象となるものは、さらに次の各号すべての条件を満たすものとします。

(1) 会員の所有する機器であること。

(2) 会員の住所（加入申込時に指定した居住住戸をいいます。）で利用している機器であること。

(3) 日本国内で修理可能であり、かつ当社または当社が委託する会社にて修理可能なメーカーの機器であること。

(4) 製造年月から 10 年以内の機器であること。なお、製造年月が不明な場合は無償修理の対象外とします。

(5) 出張修理に対応可能な機器であること（発送修理となる機器は無償修理の対象外とします）。

第 4 条（特典保証機器から除かれるもの）

1. 当該機器の付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・バッテリー外部記録媒体等）。
2. 当該機器内のソフトウェア。
3. レンタル・リースなどの貸借の目的となっている機器。
4. 業務用に利用されている機器。
5. 過去に当該機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した機器。
6. 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器。
7. 日本国外のみで販売されている機器。
8. 本サービス以外の保険又は保証サービス等を用いて、修理又は交換が可能な機器。
9. 製造年月より 10 年を経過している自然故障が発生した機器。
10. 製造年月が不明な機器。
11. 浴室（脱衣所を含みます）に設置された機器。

第 5 条（特典対象となる故障）

特典対象は自然故障（特典保証機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。）のみとします。

但し、特典保証機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障に含まれません。

第 6 条（特典対象外の故障）

1. 破損
2. 水漏れ・水没
3. 落雷

第 7 条（特典の提供期間）

本サービスのご提供期間に準ずるものとします。

第8条（特典の利用方法）

当社もしくはグループ会社から会員にお届けする利用案内書に記載の WEB サイトより申し込むことができます。電話の場合の受付時間は平日 9 時から 17 時までとします。「メーカー名」「型番」「製造年月」が不明な場合は受け付けることができません。

第9条（保証上限、保証対応期間、保証上限金額、保証上限回数）

特典にかかる費用（以下、保証上限金額といいます。）を超える場合は、当該超過部分は会員負担とし、会員は当該超過部分相当額の支払義務を当社もしくは委託会社に負うものとします。

特典保証機器の種別	保証上限金額 （税込）	保証対応期間	保証上限回数
		自然故障	
ルームエアコン	金 100,000 円 ／1 回あたり	特典保証機器の 購入日から 120 ヶ月以内（※1）	無制限
冷蔵庫			
洗濯機			
IH 調理器			

※特典保証機器のメーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の自然故障の場合、特典の対象外とし、会員は直接購入された販売店又はメーカーに問い合わせるものとします。

第10条（除外事項）

次のいずれかに該当すると当社・グループ会社もしくは委託会社が判断した場合、会員は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

1. 会員の故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
2. 会員と同居する者および利用者の親族の、故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
3. 機器が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社・グループ会社もしくは委託会社が判断する場合。
4. 盗難・紛失による損害（盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます。）
5. 破損、水没、水漏れ、落雷、火災、又は地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合。
6. 保証対応期間を超えた場合。
7. 他の補償・保険制度等により損害の回復等が可能な場合（メーカー保証、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます。）

8. 当社もしくはグループ会社、委託会社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
9. 会員の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。
10. 機器が業務利用されている場合。
11. 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
12. 日本国外で生じた故障の場合。
13. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動に起因する場合（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）。
14. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます。）。
15. 公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
16. 会員から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
17. 本サービスの提供期間開始日以前に会員に生じた機器への故障の損害の場合。
18. 本サービスに関する契約が終了した日の翌日以降に生じた機器への故障の損害の場合。
19. 本サービスを解約した月の翌日以降に本サービスの提供の請求をした場合。
20. 本機器購入の時点での初期不良であった場合（リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。）。
21. 機器の本サービスの対象となる故障以外の損害、附属的損害又は間接的損害。
22. メーカー・型番・製造年月の確認が取れない機器の場合。
23. 付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障の場合（コンピュータウイルス、データ損失による故障を含みます。）。
24. 外部の自然消耗や経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障の場合。
25. 擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、本体機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
26. 当社に登録されている会員住所と出張修理の際に指定された住所が異なる場合（会員が当社へ会員住所の変更を通知し、当該変更する会員の住所と一致する場合は除きます）。
27. 本規約に反した場合。
28. 会員が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社・グループ会社が不当であると判断した場合。
29. 会員が申告した故障症状が再現しない場合。

以上